



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
7月3日
号外(1)
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 選挙管理委員会告示

※政見放送を行うことができる基幹放送事業者および当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数 2

※公営施設使用の個人演説会、政党演説会および政党等演説会の施設として市町の選挙管理委員会が指定した施設の一部改正 3

地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数..... 3

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長および同職務代理者の選任 4

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長および同職務代理者の選任 4

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙会の日時および場所..... 4

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会の日時および場所..... 4

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式..... 5

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式..... 6

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日 8

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時および場所..... 8

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における政見放送を行わない候補者の経歴放送の順位 8

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所..... 9

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所..... 9

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称および略称ならびに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所..... 9

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額..... 9

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて..... 9

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて..... 9

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長印..... 10

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長印..... 10

○ 参議院選挙区選出議員選挙滋賀県選挙区選挙長告示

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長の事務を取り扱う場所 10

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において選挙長が立候補の届出を受け付ける順位.... 10

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において滋賀県選挙区選挙会の選挙立会人を定め

るくじを行う日時および場所..... 10

○ 参議院比例代表選出議員選挙滋賀県選挙分会長告示

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長の事務を取り扱う場所..... 11

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙において滋賀県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所..... 11

選挙管理委員会告示

滋選委告示第41号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定により、候補者届出政党(公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第86条第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)または候補者(参議院選挙区選出議員の選挙または滋賀県知事の選挙における候補者をいう。以下同じ。)が政見放送を行うことができる基幹放送事業者(法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。)および当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数をおおりに定める。

平成7年滋選委告示第7号(政見放送を行うことができる基幹放送事業者および当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数)は、廃止する。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

1 候補者届出政党が行う政見放送

Table with columns: 届出候補者(法第86条第1項の規定による届出をされた者をいう。)の数, テレビジョン放送(基幹放送事業者の名称, 回数), ラジオ放送(基幹放送事業者の名称, 回数). Rows include 1人または2人, 3人, びわ湖放送株式会社, 株式会社京都放送, 株式会社エフエム滋賀.

2 候補者が行う政見放送

Table with columns: テレビジョン放送(基幹放送事業者の名称, 回数), ラジオ放送(基幹放送事業者の名称, 回数). Rows include びわ湖放送株式会社, 株式会社京都放送, 株式会社エフエム滋賀.

備考

- 1 「1 候補者届出政党が行う政見放送」の表におけるラジオ放送に係る基幹放送事業者のうち、株式会社京都放送をこの告示の日以後初めて執行される衆議院小選挙区選出議員選挙(補欠選挙および再選挙を除く。以下同じ。)において政見放送を行うことができる基幹放送事業者とし、当該選挙の次に行われる衆議院小選挙区選出議員選挙においては、株式会社エフエム滋賀とし、以下この組合せにより順次、政見放送を行うものとする。
なお、補欠選挙または再選挙が執行される場合は、直前に執行された衆議院小選挙区選出議員選挙の政見放送を行った基幹放送事業者が政見放送を行うものとする。
2 「2 候補者が行う政見放送」の表におけるラジオ放送に係る基幹放送事業者のうち、株式会社京都放送をこの告示の日以後初めて執行される参議院選挙区選出議員の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者とし、当該選挙の次に行われる参議院選挙区選出議員の選挙(補欠選挙および再選挙を除く。)においては、株式会社エフエム滋賀とし、以下この組合せにより順次、政見放送を行うものとする。
3 「2 候補者が行う政見放送」の表におけるラジオ放送に係る基幹放送事業者のうち、株式会社京都放送をこの告示の日以後初めて執行される滋賀県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者とし、当該選挙の次に行われる滋賀県知事の選挙(再選挙を除く。)においては、株式会社エフエム滋賀とし、以下この組合せにより順次、政見放送を行うものとする。

滋選委告示第40号

平成7年滋選委告示第15号(公営施設使用の個人演説会、政党演説会および政党等演説会の施設として市町の選挙管理委員会が指定した施設)の一部を次のように改正する。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

表中

「市営住宅檜山団地集会所 比叡ふれあいセンター	同	大江三丁目29番 坂本六丁目33番19号	」を
「市営住宅檜山団地集会所	同	大江三丁目29番	」に、
「下坂本コミュニティセンター	同	下坂本三丁目14番30号	」を
「下坂本コミュニティセンター 上田上コミュニティセンター	同 同	下坂本三丁目14番30号 牧一丁目1番24号	」に、
「あづちマリエート 岡山ふれあいセンター	同 同	安土町桑実寺773番地 加茂町1522番地4	」を
「あづちマリエート	同	安土町桑実寺773番地	」に、
「信楽体育館	同	信楽町長野1310番地	」を
「信楽体育館 柏木コミュニティセンター	同 同	信楽町長野1310番地 水口町北脇1615番地1	」に、
「米原市民交流プラザベルホール310 米原市天狗の丘かもんほーる	米原市 同	長岡1050番地1 池下91番地	」を
「米原市民交流プラザベルホール310	米原市	長岡1050番地1	」に、
「米原市米原地域福祉センターゆめホール 米原市近江地域福祉センターやすらぎハウス	同 同	三吉570番地 顔戸21番地2	」を
「米原市米原地域福祉センターゆめホール	同	三吉570番地	」に、
「近江学びあいステーション 米原市伊吹地域福祉センター 愛らんど	同 同	顔戸1513番地 春照56番地	」を
「近江学びあいステーション	同	顔戸1513番地	」に

改める。

滋選委告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和7年7月2日現在において次のとおりである。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

50分の1の数	23,022
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と	
40万に6分の1を乗じて得た数と	
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	243,883

大津市選挙区の3分の1の数	95,481
彦根市犬上郡選挙区の3分の1の数	36,106
長浜市選挙区の3分の1の数	30,744
近江八幡市竜王町選挙区の3分の1の数	25,434
草津市選挙区の3分の1の数	38,015
守山市選挙区の3分の1の数	23,062
栗東市選挙区の3分の1の数	18,894
甲賀市選挙区の3分の1の数	23,616
野洲市選挙区の3分の1の数	13,880
湖南市選挙区の3分の1の数	14,196
高島市選挙区の3分の1の数	12,902
東近江市日野町愛荘町選挙区の3分の1の数	41,091
米原市選挙区の3分の1の数	10,272

滋選委告示第43号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

選挙長

滋賀県野洲市 吉田清一

選挙長職務代理者

滋賀県大津市 中西功

滋選委告示第44号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

選挙分会長

滋賀県野洲市 吉田清一

選挙分会長職務代理者

滋賀県大津市 中西功

滋選委告示第45号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

日時 令和7年7月23日午前10時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室

滋選委告示第46号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会は、次の日時および場所において行う。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

日時 令和7年7月23日午前11時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室

滋選委告示第47号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票用紙

表

折
目

裏

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> こうほしゃしめい 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div>	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	<p>第二十七回通常選挙</p> <p>参議院(選挙区)議員選挙投票</p> <p>注意</p>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 滋賀県 選挙管理 委員会印 </div>	

- 備考1 投票用紙の色は、クリーム色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

折
目

裏

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> こうほしやしめい 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">点字投票</div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">選</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第二十七回通常選挙</div> </div> <p style="text-align: center;">参議院 (選挙区) 議員選挙投票 出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> 滋賀県 選挙管理 委員会印 </div>	
---	---	---	--

- 備考1 投票用紙の色は、クリーム色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「さん せんきょく」と表示する。

滋選委告示第48号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票用紙

表

折
目

裏

<p>候補者氏名又は は政党その他の の政治団体の 名称若しくは 略称</p>	<p style="text-align: center;">第二十七回通常選挙 参議院(比例代表) 議員選挙投票 出</p> <p style="text-align: center;">○ 注意</p> <p>一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称 又は略称を、欄内に一つ書くことのできる。</p>	
	<p>滋賀県 選挙管理 委員会印</p>	

- 備考1 投票用紙の色は、白色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、赤色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、赤色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

折
目

裏

候補者氏名又は は政党その他の の政治団体の 名称若しくは 略称	<p>点字投票</p> <p>参議院(比例代表)議員選挙投票</p> <p>出</p> <p>第二十七回通常選挙</p> <p>○注意</p> <p>一 候補者の氏名を欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を欄内に一つ書くこともできること。</p>	<p>滋賀県 選挙管理 委員会印</p>
--	--	------------------------------

- 備考 1 投票用紙の色は、白色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、赤色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、赤色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「さん ひれい」と表示する。

滋選委告示第49号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3および第5号のポスターを掲示することができる日は、令和7年7月3日からとする。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第50号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第14条第1項の規定により行う各候補者の政見放送の日時を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和7年7月3日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第51号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第150条の規定による政見放送を行わない候補者の経歴放送または経歴の紹介の放送順位は、政見放送を行う候補者の後順位とし、

政見放送を行わない候補者が2人以上あるときはくじで定める。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第52号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第167条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和7年7月5日午後1時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第53号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第167条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和7年7月5日午後1時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第54号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条の規定により行う名簿届出政党等の名称および略称ならびに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和7年7月3日午後6時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会委員長室

滋選委告示第55号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

制限額 38,663,900円

滋選委告示第56号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、黒色のインクで刷込みとする。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第57号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、赤色のインクで刷込みとする。

令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第58号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長印を次のとおり定める。
令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一



23ミリメートル平方

滋選委告示第59号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長印を次のとおり定める。
令和7年7月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一



23ミリメートル平方

参議院選挙区選出議員選挙滋賀県選挙区選挙長告示

參選選滋告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。
令和7年7月3日

参議院選挙区選出議員選挙
滋賀県選挙区選挙長 吉田清一

令和7年7月3日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会議員室および滋賀県議会第一委員会室
令和7年7月4日以降
滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

參選選滋告示第2号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和7年7月3日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着した者については到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。
令和7年7月3日

参議院選挙区選出議員選挙
滋賀県選挙区選挙長 吉田清一

參選選滋告示第3号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による滋賀県選挙区選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和7年7月3日

参議院選挙区選出議員選挙

滋賀県選挙区選挙長 吉 田 清 一

日時 令和7年7月17日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

参議院比例代表選出議員選挙滋賀県選挙分会長告示

参比選滋告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和7年7月3日

参議院比例代表選出議員選挙

滋賀県選挙分会長 吉 田 清 一

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

参比選滋告示第2号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による滋賀県選挙分会会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和7年7月3日

参議院比例代表選出議員選挙

滋賀県選挙分会長 吉 田 清 一

日時 令和7年7月17日午後6時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

